

(授与学位の種類)

第 14 条 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	学位の種類
農学研究科	農学専攻	博士前期課程	修士(農学)
	動物科学専攻		
	生物資源開発学専攻	博士後期課程	博士(農学)
	デザイン農学専攻		
応用生物科学研究科	農芸化学専攻	博士前期課程	修士(農学)
	醸造学専攻		
	食品安全健康学専攻	博士後期課程	博士(農学)
	食品栄養学専攻		
生命科学研究科	バイオサイエンス専攻	博士前期課程	修士(農学)
	分子生命化学専攻	博士後期課程	博士(農学)
	分子微生物学専攻		
地域環境科学研究科	林学専攻	博士前期課程	修士(農学)
	農業工学専攻		
	造園学専攻	博士後期課程	博士(農学)
	地域創成科学専攻		
国際食料農業科学研究科	国際農業開発学専攻	博士前期課程	修士(農学)
	農業経済学専攻		

	国際アグリビジネス学専攻 国際食農科学専攻	博士後期課程	博士(農学)
生物産業学研究科	北方圏農学専攻 海洋水産学専攻 食香料化学専攻	博士前期課程	修士(農学)
	自然資源経営学専攻	博士前期課程	修士(経営学)
	生物産業学専攻	博士後期課程	博士(農学又は経営学)

(論文博士)

第 14 条の 2 本大学院において博士課程を経ることなくして博士論文を提出する者には、博士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学際領域等の分野を専攻した者で、当該研究科委員会の意見を聴き、学長が適当と認めるときは、専攻分野を学術とすることができる。

3 前 2 項における学位授与については、別に定める学位審査内規によってこれを行う。